

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 11 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設における火災等の防止について
（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品を廃棄物として処理する上で、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策の参考としていただくため、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施し、令和 3 年度には「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」（以下「対策集」という。）を作成し、昨年 4 月に公表したところです。

令和 4 年度の対策検討業務としては、市町村等を対象としたリチウム蓄電池等対策検討及び導入のためのオンライン説明会の開催、個別コンサルティングの実施及びヘルプデスクの設置並びに有識者へのヒアリングや海外事例調査等を実施し、この度、これらの結果や知見を踏まえ、対策集を更新し、対策集のポイントをまとめた概要版と併せて下記のとおり公表したところです。

つきましては、これらの資料を各市町村等における対策検討及び実施に御活用いただくとともに、下記について貴管内市町村等に周知いただき、火災事故等の未然防止に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

記

1. リチウム蓄電池等処理困難物対策集について

以下、環境省ホームページにて公表しているため活用ください。

リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和 4 年度版）

<https://www.env.go.jp/content/000124904.pdf>

リチウム蓄電池等処理困難物対策集（概要版）

<https://www.env.go.jp/content/000124905.pdf>

2. リチウム蓄電池等の安全な収集・運搬・処分に向けた対応について

環境省が令和 3 年度に実施した「市区町村における使用済小型電子機器等へのリサイクルへの取組状況に関する実態調査」において、二次電池に起因した火災等はとりわけ不燃ごみの区分で多く発生していることが報告されており、また発生場所

としては廃棄物処理施設内での解体・破砕作業中や収集車両での発生が多く報告されています。

リチウム蓄電池は破砕・圧縮等されると発火のリスクが高まると言われており、エアゾール缶、電池、危険物等と併せての収集等を行うことにより、収集や運搬の過程でこれらのプロセスを行わないなど、分別区分の見直しや適切な分別の徹底、施設における火災防止対策等により、安全な収集・運搬・処分に向けた適切な対応を図られるようお願いします。

なお、市町村等が、一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たり積極的に活用ください。

詳細は以下の通知を参照ください。

- ・循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて（令和4年12月23日付 環循適発第2212233号）
- ・廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて（令和4年12月23日付 環循適発第2212233号）
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱の取扱いについて（令和4年12月23日付 環循適発第2212233号）

（参考）

- ・過去の事務連絡、リチウム蓄電池等対策のための広報資料等
環境省 HP：https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html